

新旧対照表

世田谷区営住宅管理条例

新	旧
<p>世田谷区営住宅管理条例</p> <p style="text-align: right;">平成 2 年 3 月 14 日 条例第 21 号</p> <p>改正 ～ 省略</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 2 章 区営住宅の設置（第 3 条）</p> <p>第 3 章 使用の申請及び承認（第 4 条 第 9 条）</p> <p>第 4 章 使用料等（第 10 条 第 14 条）</p> <p>第 5 章 使用者の義務（第 15 条 第 18 条）</p> <p>第 6 章 使用関係の終了（第 19 条 第 21 条）</p> <p>第 7 章 収入超過者に対する措置等（第 21 条の 2 第 26 条）</p> <p>第 8 章 区営住宅建替事業に伴う明渡請求（第 27 条）</p> <p>第 8 章の 2 駐車場の使用（第 27 条の 2）</p> <p>第 9 章 指定管理者（第 28 条 第 30 条）</p> <p>第 10 章 区営住宅等の整備基準（第 31 条 第 47 条）</p> <p>第 11 章 雑則（第 48 条 第 53 条）</p> <p>付則</p> <p style="text-align: center;">一部改正〔平成 9 年条例 62 号・17 年 38 号・25 年 21 号〕</p> <p>第 1 章 総則 （趣旨）</p> <p>第 1 条 ～ 省略</p> <p>（資格要件）</p> <p>第 5 条 この項改正なし</p>	<p>世田谷区営住宅管理条例</p> <p style="text-align: right;">平成 2 年 3 月 14 日 条例第 21 号</p> <p>改正</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 2 章 区営住宅の設置（第 3 条）</p> <p>第 3 章 使用の申請及び承認（第 4 条 第 9 条）</p> <p>第 4 章 使用料等（第 10 条 第 14 条）</p> <p>第 5 章 使用者の義務（第 15 条 第 18 条）</p> <p>第 6 章 使用関係の終了（第 19 条 第 21 条）</p> <p>第 7 章 収入超過者に対する措置等（第 21 条の 2 第 26 条）</p> <p>第 8 章 区営住宅建替事業に伴う明渡請求（第 27 条）</p> <p>第 8 章の 2 駐車場の使用（第 27 条の 2）</p> <p>第 9 章 指定管理者（第 28 条 第 30 条）</p> <p>第 10 章 区営住宅等の整備基準（第 31 条 第 47 条）</p> <p>第 11 章 雑則（第 48 条 第 53 条）</p> <p>付則</p> <p style="text-align: center;">一部改正〔平成 9 年条例 62 号・17 年 38 号・25 年 21 号〕</p> <p>第 1 章 総則 （趣旨）</p> <p>第 1 条 ～ 省略</p> <p>（資格要件）</p> <p>第 5 条 区営住宅を使用することができる者（第 5 号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）（以下「同居予定者」という。）を含む。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p>

(1)	(1) 同居予定者があること。
(2)	(2) 収入の額が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。
イ	イ 特に居住の安定を図る必要があるものとして、区営住宅を使用しようとする者又は同居予定者が第3項各号のいずれかに該当する場合 214,000円
ロ	ロ 区営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において区が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)
ハ	ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 158,000円
(3)	(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
(4)	(4) 区内に居住している者であること。
(5)	(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
2 この項改正なし	2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第1号の規定にかかわらず、同居予定者があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
(1)	(1) 60歳以上の者
(2)	(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの
イ	イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかの級別に該当する程度
ロ	ロ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかの障害等級に該当する程度
ハ	ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度
(3)	(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第

	6項症まで及び同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当するもの
(4)	(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者(同法附則第9条の規定により当該認定を受けた者とみなされる者を含む。)
(5)	(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者
(6)	(6) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
(7)	(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの
イ	イ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
ロ	ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
3 この項改正なし	3 第1項第2号イに掲げる場合は、区営住宅を使用しようとする者又は同居予定者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。
(1)	(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの場合
イ	イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで

□

八

(2)

(3)

(4)

4 区長は、相当と認めるときは、区営住宅を使用しようとする者が現に同居して共同生活を営み、又は共同生活を営むため同居しようとする同性者（規則で定める者に限る。）を同居予定者とみなすことができる。

5 前各項に定めるもののほか、区長は、特に必要があると認めるときは、区営住宅を使用することができる者の資格について必要な制限を加えることができる。

一部改正〔平成8年条例39号・9年62号・12年101号・20年25号・24年24号・25年21号・58号・26年41号〕

（資格要件の特例）

第5条の2

～ 省略

一部改正〔平成17年条例38号・25年21号〕

（使用料の減免等）

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより第10条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 収入の額（使用者若しくは同居する親族又は第5条第4号の規定により区長が同居予定者とみなした者であって現に同居するもの（以下この項においてこれらを「使用者等」という。））が疾病にかかり長期にわたり療養を要し、若しくは災害により容易に回復し難い損害を受けたため、特に費用を要する場合又はこれらに準ずる特別な事情がある場合にあっては、そのために要する費用として区長が認定した額を収入の額から控除した額。以下この号及び第3号において同じ。）が次の表の左欄に定める額である場合（次号に該当する場合を除く。） 同表右欄に定める額への減額

のいずれかの級別に該当する程度

□ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の障害等級に該当する程度

八 知的障害 □に規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 第2項第3号、第4号又は第6号に該当する者である場合

(3) 区営住宅を使用しようとする者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合

(4) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

4 前3項に定めるもののほか、区長は、特に必要があると認めるときは、区営住宅を使用することができる者の資格について必要な制限を加えることができる。

一部改正〔平成8年条例39号・9年62号・12年101号・20年25号・24年24号・25年21号・58号・26年41号〕

（資格要件の特例）

第5条の2

～ 省略

一部改正〔平成17年条例38号・25年21号〕

（使用料の減免等）

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより第10条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 収入の額（使用者又は同居する親族が疾病にかかり長期にわたり療養を要し、若しくは災害により容易に回復し難い損害を受けたため、特に費用を要する場合又はこれらに準ずる特別な事情がある場合にあっては、そのために要する費用として区長が認定した額を収入の額から控除した額。以下この号及び第3号において同じ。）が次の表の左欄に定める額である場合（次号に該当する場合を除く。） 同表右欄に定める額への減額

収入の額	減額後の額
42,000円以下	10,000円
42,000円を超え48,000円以下	12,000円
48,000円を超え54,000円以下	14,000円
54,000円を超え60,000円以下	16,000円
60,000円を超え65,000円以下	18,000円

- (2) この号改正なし
- (3) この号改正なし
- (4) この号改正なし
- (5) この号改正なし
- (6) 収入の額が158,000円以下で、かつ、次の事由のいずれかに該当する場合 使用料の5割に相当する額への減額
- イ 使用者が小学校就学の始期に達するまでの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）若しくは同法第134条に規定する各種学校（以下「各種学校」という。）に就学している2人以上の未成年者（高等学校を卒業した後又は専修学校の高等課程を修了した後に専修学校又は各種学校に就学している者を除く。）を扶養している配偶者のない者である場合
- ロ **使用者等**のうち一人が65歳以上で、かつ、疾病等のため常時就床の状況にある者で介護を必要とするものである場合
- ハ **使用者等**のうち一人が東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）別表第1から別表第3までに掲げる疾病にかかっている者で常時介護を必要とするものである場合
- ニ **使用者等**のうち一人が公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者又は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和47年東京都条例第117号）第2条に規定する疾病にかかっている者

収入の額	減額後の額
42,000円以下	10,000円
42,000円を超え48,000円以下	12,000円
48,000円を超え54,000円以下	14,000円
54,000円を超え60,000円以下	16,000円
60,000円を超え65,000円以下	18,000円

- (2) 生活保護法による住宅扶助を受けている場合 当該住宅扶助を受けている額への減額
- (3) 使用者の収入の額が36,000円以下で、かつ、区長が特に必要があると認めた場合（前号に該当する場合を除く。） 免除
- (4) 使用者の責めに帰すべき事由によらないで引き続き10日以上区営住宅の一部を使用することができない場合 使用料の5割に相当する額の範囲内において区長が定める額への減額
- (5) 使用者の責めに帰すべき事由によらないで引き続き10日以上区営住宅の全部を使用することができない場合 免除
- (6) 収入の額が158,000円以下で、かつ、次の事由のいずれかに該当する場合 使用料の5割に相当する額への減額
- イ 使用者が小学校就学の始期に達するまでの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）若しくは同法第134条に規定する各種学校（以下「各種学校」という。）に就学している2人以上の未成年者（高等学校を卒業した後又は専修学校の高等課程を修了した後に専修学校又は各種学校に就学している者を除く。）を扶養している配偶者のない者である場合
- ロ **使用者又は同居する親族**のうち一人が65歳以上で、かつ、疾病等のため常時就床の状況にある者で介護を必要とするものである場合
- ハ **使用者又は同居する親族**のうち一人が東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）別表第1から別表第3までに掲げる疾病にかかっている者で常時介護を必要とするものである場合
- ニ **使用者又は同居する親族**のうち一人が公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者又は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和47年東京都条例第117号）第2条に規定する疾病に

で、常時介護を必要とするものである場合
ホ **使用者等**のうち一人が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級若しくは2級のもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表の1級若しくは2級のもの又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第5条の規定により愛の手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている知的障害の程度が同要綱別表第1の1度から3度までのもので、介護を必要とするものである場合

(7) この号改正なし

- 2 この項改正なし
- 3 この項改正なし
- 4 この項改正なし

- (1)
- (2)

5 この項改正なし

全部改正〔平成9年条例62号〕、一部改正〔平成11年条例15号・12年82号・19年68号・21年12号・24年24号・25年21号・28年20号〕

付 則

～ 省略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

～ 省略

かかっている者で、常時介護を必要とするものである場合
ホ **使用者又は同居する親族**のうち一人が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級若しくは2級のもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表の1級若しくは2級のもの又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第5条の規定により愛の手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている知的障害の程度が同要綱別表第1の1度から3度までのもので、介護を必要とするものである場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認める場合
区長が相当と認める額への減額

- 2 前項の規定による減額又は免除の期間は、規則で定める。
- 3 区長は、第1項各号のいずれかに該当する場合は、6月を超えない範囲内において使用料の徴収を猶予することができる。
- 4 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金を免除することができる。

(1) 生活保護法による住宅扶助を受けている場合

(2) 前号のほか、区長が特に必要があると認めた場合

5 第3項の規定は、保証金の徴収の猶予について準用する。

全部改正〔平成9年条例62号〕、一部改正〔平成11年条例15号・12年82号・19年68号・21年12号・24年24号・25年21号・28年20号〕

付 則

～ 省略

別表（第3条関係）

～ 省略

全部改正〔平成9年条例62号〕、一部改正〔平成10年条例42号・50号・63号・11年15号・47号・57号・12年101号・120号・13年59号・69号・14年69号・15年33号・54号・16年49号・17年88号・18年81号・20年73号・23年15号・25年21号〕

全部改正〔平成9年条例62号〕、一部改正〔平成10年条例42号・50号・63号・11年15号・47号・57号・12年101号・120号・13年59号・69号・14年69号・15年33号・54号・16年49号・17年88号・18年81号・20年73号・23年15号・25年21号〕

新旧対照表

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例

新	旧
世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例 平成6年11月11日 条例第49号	世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例 平成6年11月11日 条例第49号
改正 平成7年9月27日条例第55号 平成8年10月9日条例第40号 平成11年10月1日条例第48号 平成12年10月2日条例第102号 平成15年6月24日条例第55号 平成17年6月21日条例第39号 平成17年12月9日条例第89号 平成18年12月11日条例第82号 平成20年3月11日条例第26号 平成27年3月9日条例第18号 〔題名改正〕 平成27年10月2日条例第42号 平成28年9月29日条例第48号	改正 平成7年9月27日条例第55号 平成8年10月9日条例第40号 平成11年10月1日条例第48号 平成12年10月2日条例第102号 平成15年6月24日条例第55号 平成17年6月21日条例第39号 平成17年12月9日条例第89号 平成18年12月11日条例第82号 平成20年3月11日条例第26号 平成27年3月9日条例第18号 〔題名改正〕 平成27年10月2日条例第42号 平成28年9月29日条例第48号
目次	目次
第1章 設置(第1条 第3条)	第1章 設置(第1条 第3条)
第2章 特定公共賃貸住宅の管理	第2章 特定公共賃貸住宅の管理
第1節 使用の申請及び承認(第4条 第10条)	第1節 使用の申請及び承認(第4条 第10条)
第2節 使用料等(第11条 第24条)	第2節 使用料等(第11条 第24条)
第3節 使用者の義務(第25条 第28条)	第3節 使用者の義務(第25条 第28条)
第4節 使用関係の終了(第29条・第30条)	第4節 使用関係の終了(第29条・第30条)
第3章 ファミリー住宅の管理	第3章 ファミリー住宅の管理
第1節 子育て型住戸及び高齢型住戸の管理	第1節 子育て型住戸及び高齢型住戸の管理
第1款 使用の申請及び承認(第31条 第37条)	第1款 使用の申請及び承認(第31条 第37条)
第2款 使用料(第38条 第42条)	第2款 使用料(第38条 第42条)
第3款 使用者の義務(第43条・第44条)	第3款 使用者の義務(第43条・第44条)
第4款 使用関係の終了(第45条・第46条)	第4款 使用関係の終了(第45条・第46条)
第5款 収入超過者等に対する措置等(第47条 第52条)	第5款 収入超過者等に対する措置等(第47条 第52条)
第6款 雑則(第53条)	第6款 雑則(第53条)
第2節 特定型住戸の管理	第2節 特定型住戸の管理
第1款 使用の申請及び承認(第54条 第57条)	第1款 使用の申請及び承認(第54条 第57条)
第2款 雑則(第58条)	第2款 雑則(第58条)
第4章 指定管理者(第59条 第61条)	第4章 指定管理者(第59条 第61条)
第5章 雑則(第62条 第65条)	第5章 雑則(第62条 第65条)
附則	附則

注 平成28年 9月29日条例第48号により、平成28年11月 1日から施行
目次中「第57条」を「第57条の2」に改める。

一部改正〔平成17年条例39号・20年26号・27年18号〕

第1章 設置

(目的及び設置)

第1条

~ 省略

(資格要件)

第5条 特定公共賃貸住宅を使用しようとする者(第5号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。(以下「同居予定者」という。)を含む。)は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) この号改正なし
- (2) **同居予定者**があること。
- (3) この号改正なし
- (4) この号改正なし

(5) この号改正なし

2 この項改正なし

一部改正〔平成7年条例55号・20年26号・27年18号〕

(使用の申請)

第6条

~ 省略

追加〔平成27年条例18号〕

(入居者資格)

注 平成28年 9月29日条例第48号により、平成28年11月 1日から施行
目次中「第57条」を「第57条の2」に改める。

一部改正〔平成17年条例39号・20年26号・27年18号〕

第1章 設置

(目的及び設置)

第1条

~ 省略

(資格要件)

第5条 特定公共賃貸住宅を使用しようとする者(第5号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。~~以下同じ。~~) (以下「同居予定者」という。)を含む。)は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 自ら居住するため住宅を必要としていること。
- (2) **現に同居し、又は同居しようとする親族**があること。
- (3) 規則で定める基準の所得があること。
- (4) 規則で定める生活協力員(以下「生活協力員」という。)になることとする者があること(生活協力員の居住の用に供する特定公共賃貸住宅に限る。))。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項各号以外の使用しようとする者の満たすべき要件を定めることができる。

一部改正〔平成7年条例55号・20年26号・27年18号〕

(使用の申請)

第6条

~ 省略

追加〔平成27年条例18号〕

(入居者資格)

第32条 この項改正なし

(1)

(2)

イ

ロ

(3)

(4)

(5)

2 この項改正なし

(1)

イ

ロ

ハ

(2)

(3)

第32条 子育て型住戸又は高齢型住戸を使用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 当該子育て型住戸又は高齢型住戸を使用しようとする者（以下この条及び次条において「使用希望者」という。）に同居予定者があること。

(2) 使用希望者及び同居予定者の収入の額が158,000円（次に掲げる場合にあっては、214,000円）を超えないこと。

イ 使用希望者若しくは同居予定者又はその双方が次項各号に定める特に居住の安定を図るべき場合における使用希望者又は同居予定者に該当する場合

ロ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第1項若しくは第3項又はは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による補助を受けて管理する子育て型住戸又は高齢型住戸（当該補助の契機となった災害の発生から3年を経過していないものに限る。）を使用しようとする場合

(3) 使用希望者が現に住宅に困窮していること。

(4) 使用希望者が区内に居住している者であること。

(5) 使用希望者及び全ての同居予定者が暴力団員でないこと。

2 前項第2号イの特に居住の安定を図るべき場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 使用希望者又は同居予定者のいずれかが障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者であって、その障害の程度が次のイからハまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるものである場合

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかの級別に該当する程度

ロ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級の障害等級に該当する程度

ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 使用希望者又は同居予定者のいずれかが戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、当該戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで及び同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当する場合

(3) 使用希望者又は同居予定者のいずれかが原子爆弾被爆者に対する援護

(4)

(5)

(6)

3 区長は、相当と認めるときは、子育て型住戸又は高齢型住戸を使用しようとする者が現に同居して共同生活を営み、又は共同生活を営むため同居しようとする同性者（規則で定める者に限る。）を同居予定者とみなすことができる。

4 前3項に定めるもののほか、子育て型住戸又は高齢型住戸を使用することができる者の要件は、必要に応じて規則で定める。

追加〔平成27年条例18号〕

（使用の申請）

第33条

～ 省略

一部改正〔平成17年条例39号・20年26号・27年18号〕

附 則

～ 省略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

～ 省略

全部改正〔平成27年条例18号〕、一部改正〔平成27年条例42号〕

に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者（同法附則第9条の規定により当該認定を受けた者とみなされる者を含む。）である場合

(4) 使用希望者又は同居予定者のいずれかがハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合

(5) 使用希望者が60歳以上の者であり、かつ、全ての同居予定者が18歳未満又は60歳以上の者である場合

(6) 同居予定者のいずれかが小学校就学前の者である場合

3 前2項に定めるもののほか、子育て型住戸又は高齢型住戸を使用することができる者の要件は、必要に応じて規則で定める。

追加〔平成27年条例18号〕

（使用の申請）

第33条

～ 省略

一部改正〔平成17年条例39号・20年26号・27年18号〕

附 則

～ 省略

別表（第3条関係）

～ 省略

全部改正〔平成27年条例18号〕、一部改正〔平成27年条例42号〕

新旧対照表

世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例

新	旧
世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例	世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例
平成2年9月27日 条例第40号	平成2年9月27日 条例第40号
改正 平成2年11月15日条例第49号 平成3年3月28日条例第19号 平成3年9月21日条例第41号 平成8年3月13日条例第13号 平成11年3月11日条例第16号 平成15年6月24日条例第57号 平成17年6月21日条例第41号 平成20年3月11日条例第27号 平成28年3月8日条例第21号	改正 平成2年11月15日条例第49号 平成3年3月28日条例第19号 平成3年9月21日条例第41号 平成8年3月13日条例第13号 平成11年3月11日条例第16号 平成15年6月24日条例第57号 平成17年6月21日条例第41号 平成20年3月11日条例第27号 平成28年3月8日条例第21号
目次	目次
第1章 設置(第1条・第2条)	第1章 設置(第1条・第2条)
第2章 使用の申請及び承認(第3条 第7条)	第2章 使用の申請及び承認(第3条 第7条)
第3章 使用料等(第8条 第13条)	第3章 使用料等(第8条 第13条)
第4章 使用者等の義務(第14条 第17条の2)	第4章 使用者等の義務(第14条 第17条の2)
第5章 使用関係の終了(第18条・第19条)	第5章 使用関係の終了(第18条・第19条)
第6章 指定管理者(第20条 第22条)	第6章 指定管理者(第20条 第22条)
第7章 雑則(第23条 第27条)	第7章 雑則(第23条 第27条)
付則	付則
一部改正〔平成11年条例16号・17年41号・20年27号〕	一部改正〔平成11年条例16号・17年41号・20年27号〕
第1章 設置 (目的及び設置)	第1章 設置 (目的及び設置)
第1条 ~ 省略	第1条 ~ 省略
(資格要件)	(資格要件)
第4条	第4条 集合住宅を使用しようとする者は、次に掲げる資格要件のいずれも満たす区民でなければならない。
(1)	(1) 住宅に困窮していること。
(2)	(2) ひとり暮らしであること。
(3)	(3) 65歳以上であること。
(4)	(4) 自立して生活できること。
(5)	(5) 前年の収入額(次項の規定により同居を認めるときは、同居者の前年

- (6)
- (7)

2 前項第2号の規定にかかわらず、集合住宅の住戸面積及び設備を考慮して区長が適当と認めるときは、同項第4号及び第7号の資格要件を満たす60歳以上の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいる者は、集合住宅を使用できるものとする。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、区長は、相当と認めるときは、同項第4号及び第7号の資格要件を満たす60歳以上の同居者（共同生活を営む同性者であって規則で定めるものに限る。）を有する者に集合住宅を使用させることができる。

一部改正〔平成3年条例41号・8年13号・11年16号・20年27号〕

（使用の申請）

第5条

～ 省略

（使用者の費用負担）

第13条 電気、ガス及び上下水道の費用並びに使用者又は第4条第2項若しくは第3項の規定により同居を認められた者（以下「同居者」という。）の責に帰すべき事由により生じた修繕に要する費用は、使用者の負担とする。

2 区長は、必要があると認めるときは、共益費を徴収することができる。

3 前項に規定する共益費は、使用料とともに納めなければならない。

一部改正〔平成3年条例41号〕

第4章 使用者等の義務

一部改正〔平成3年条例41号〕

（保管義務）

第14条

～ 省略

一部改正〔平成11年条例16号・17年41号・20年27号〕

付 則

の収入額を含む。以下同じ。）が、4,000,000円以下であること。

(6) 区内に引き続き3年以上居住していること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項第2号の規定にかかわらず、集合住宅の住戸面積及び設備を考慮して区長が適当と認めるときは、同項第4号及び第7号の資格要件を満たす60歳以上の同居の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいる者に限り、集合住宅を使用できるものとする。

一部改正〔平成3年条例41号・8年13号・11年16号・20年27号〕

（使用の申請）

第5条

～ 省略

（使用者の費用負担）

第13条 電気、ガス及び上下水道の費用並びに使用者又は第4条第2項の規定により同居を認められた者（以下「同居者」という。）の責に帰すべき事由により生じた修繕に要する費用は、使用者の負担とする。

2 区長は、必要があると認めるときは、共益費を徴収することができる。

3 前項に規定する共益費は、使用料とともに納めなければならない。

一部改正〔平成3年条例41号〕

第4章 使用者等の義務

一部改正〔平成3年条例41号〕

（保管義務）

第14条

～ 省略

一部改正〔平成11年条例16号・17年41号・20年27号〕

付 則

～ 省略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条）

～ 省略

全部改正〔平成3年条例41号〕、一部改正〔平成28年条例21号〕

～ 省略

別表第1（第2条）

～ 省略

全部改正〔平成3年条例41号〕、一部改正〔平成28年条例21号〕